

議案第 5 号

交野市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例について

交野市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 基金に属する資金について、改めて、有価証券による運用を関係条例に
明示するため。

交野市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例案

交野市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例

(交野市公債費管理基金条例の一部改正)

第1条 交野市公債費管理基金条例(昭和52年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市社会福祉事業基金条例の一部改正)

第2条 交野市社会福祉事業基金条例(昭和54年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市地域保全整備基金条例の一部改正)

第3条 交野市地域保全整備基金条例(昭和58年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市都市の緑基金条例の一部改正)

第4条 交野市都市の緑基金条例(昭和62年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市ふるさと創生桜基金条例の一部改正)

第5条 交野市ふるさと創生桜基金条例(平成2年条例第15号)の一部を次のように改

正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市第二京阪道路環境監視基金条例の一部改正)

第6条 交野市第二京阪道路環境監視基金条例(平成21年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市災害対策基金条例の一部改正)

第7条 交野市災害対策基金条例(平成24年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市公共施設等整備基金条例の一部改正)

第8条 交野市公共施設等整備基金条例(平成31年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市学校教育振興基金条例の一部改正)

第9条 交野市学校教育振興基金条例(令和2年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(交野市公営企業資金運用基金条例の一部改正)

第10条 交野市公営企業資金運用基金条例（令和5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。